

平成 23 年 1 月 13 日
文 部 科 学 省
生涯学習政策局社会教育課

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則案等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則案等」について、平成 22 年 11 月 15 日から平成 22 年 12 月 14 日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 9 件の御意見をいただきました。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、施行規則等の制定に当たっては、文言の適正化等条文の技術的な修正を行っております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. モラルハザード防止のための措置について	<p>○学校・青少年教育団体等の行事に保護者が参加・引率することも考えられことから、モラル・ハザードの発生も懸念される。そこで、先の法務省法制審議会保険法部会及び金融庁金融審議会保険ワーキンググループにおける議論並びにその議論を踏まえて金融庁及び民間保険会社がとったモラルハザード防止のための措置を参照し、未成年者の死亡共済金額について、モラルハザード防止のための措置を講じるべきである。</p>	<p>○ご指摘のとおり、PTA及び青少年教育団体が実施する共済事業においても、モラルハザード防止のための措置をとることは重要と考えます。</p> <p>○このため、PTA・青少年教育団体共済法施行規則第16条において、共済団体は、共済事業の内容及び方法に応じ、健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置に関する内部規則等（被共済者を保護するための共済金の限度額その他引受けに関する定めを含む。）を定めること等を規定しているところです。</p> <p>○金融庁金融審議会保険の基本問題に関するワーキンググループにおいて、モラルリスクの懸念がそれほど高いとは考えられない団体保険等の商品に対する取り扱いについては、制限の対象とはしないこととされていることなども踏まえながら、各団体において適切に共済事業が運営されるよう、対応していきたいと考えています。</p>
2. 監督指針について	<p>○（共済団体の適正運営のために）所管行政庁が多数に上るものと想定される中で、規制の基準及び運用が恣意的で予見可能性の無いものとなれば、共済団体の円滑な業務運営を阻害することになる虞があるものとする。したがって、今後策定する監督指針等においては、他の共済制度にない本制度固有の要素を勘案した「被共済者等の保護」に係る着眼点も含め、業務運営等の基準につき可能な限り具体的かつ精細に定める必要があると考える。</p>	<p>○監督指針については、今後策定予定であり、ご指摘の点については、その中で検討したいと考えています。</p>
3. 共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する措置について	<p>○（代理又は媒介に対する規定について）共済契約の締結の代理又は媒介を行う者による適切な業務運営を確保するため、これらの者の能力向上や重要事項説明に関する定めなど、保険業法施行規則及び他の共済制度に関する省令と同様の規定を盛り込む</p>	<p>○共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する措置としては、施行規則第13条において、共済団体は、その理事等の公正な共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う能力の向上を図るための措置を講じなければならないこと等を</p>

	<p>必要があるのではないか。</p>	<p>規定しており、これらの規定に基づいて、各共済団体において、適切に業務運営が行われることとなると考えています。</p> <p>○なお、P T A等が実施する共済事業において共済代理店を置くことは実際にはあまり想定されないため、施行規則において共済代理店に関する規定は設けていませんが、必要に応じ、今後監督指針等で所要の規定を設けることも検討したいと考えています。</p>
<p>4. 文部科学省の体制整備について</p>	<p>○日本政府は民間保険会社と制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきであり、そのためには制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えている。それが実現されるまでの間、今回制定されたルールの実効性を確保するために、文部科学省がスキルと経験を有した人的リソースを十分に手当てして、金融庁による保険会社の監督・検査と同じ水準で、かつ機動的に対応できる体制を整備することを要望する。</p>	<p>○いただいたご意見を参考に、今後業務を進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>5. 共済制度の対象の確認について</p>	<p>○施行規則案第4条に関連して、当該共済制度の利用資格者（＝被共済者）の所属員確認および管理を徹底するための法令上の措置を行うべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>制度共済は利用資格者（＝被共済者）の範囲を明確に定め、その管理を徹底して事業を行うものであり、利用資格のない者が当該共済制度を利用することを徹底的に排除しなければならないと認識している。今回の施行規則案第4条において、被共済者の範囲を定め、P T A等が行う共済等の利用資格者が明確になったが、当該共済制度の利用者の利用資格は、その母体組織（学校等）の性質上、所属期間が短期間であるなど、流動的な要素が高いといえる。今回の施行規則案では、児童生徒等及びその家族、保護者、教職員、指導者、活動を支援する者が当該共済制度の利用資格者とされているが、各共済事業を行う団体が常にこれら</p>	<p>○本共済制度の対象（利用資格者）が、法第4条及び施行規則第4条に規定する被共済者に限定されることは当然のことであり、これらの規定に該当しない者が被共済者となることを防止すべきことは貴見のとおりと考えます。</p> <p>○ただし、本共済制度は、共済期間が一年を超えないこととされていることから、毎年度、加入者の募集を行う中で、法第4条等に規定されない者が被共済者となることがないか確認することとなるほか、その他、被共済者が法第4条等に規定する者であるかを確認するための方法については法律において一律に規定するのではなく、各団体の事業の運営の在り方等に応じ、例えば、共済金給付について申請があった際に上記規定に基づく被共済者と認められる者であるかどうかを確認する等、各団体において適切に措置されるべきものであると考えますが、いただいたご意見の趣旨については、</p>

	の範囲の利用資格者の所属員確認および管理を徹底するための法令上の措置を行うことを要請する。	今後、監督指針策定の中で検討させていただきます。
6. 安全普及啓発活動について	<p>○安全普及啓発活動にかかる「施行規則案第20条」第2項～第4項を削除していただくよう要望する。</p> <p>(理由)</p> <p>P T A・青少年教育団体共済法第10条第2項の規定「共済団体は、青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができる」は、P T A等団体が以前から共済事業として行ってきた安全普及啓発活動を取り入れていただいたもので、保険業法にはないP T A共済らしい特色である。</p> <p>ところが、施行規則案第20条第2項において「事前に行政庁に届出」、同第4項において「行政庁は変更を指示することができる」と規定することは、「共済事業の健全かつ適切な運営」を重視しすぎた「実質承認制」であり「一般会計で処理するよう誘導する規定」にはかならない。これではP T A共済事業の特色が発揮できなくなることが懸念される。</p> <p>また、事前届出制と行政庁に変更権があるということは、共済団体と行政庁双方の事務負担を増大させるものである。</p> <p>行政庁は認可取消権を有していることから、安全普及啓発活動にかかる行政庁の監督・指導については、毎事業年度報告する「業務報告書」の中で精査していただければ「共済事業の健全かつ適切な運営」は達成できるものと思う。</p> <p>以上の理由により、施行規則案第20条のうち第2項以下を削除していただくよう強く要望する。</p>	<p>○共済会計と他の事業に係る会計を区分して経理することは、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図る観点から、非常に重要なことであり、法第10条第2項に規定される安全普及啓発活動等については、特例として、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げない範囲内で、共済会計において実施することが認められるべきと考えます。</p> <p>○このため、本来であれば、どのような安全普及啓発活動等を、どのような規模で実施するか等について行政庁が審査した上で、共済会計において実施することを許可することが望ましいと考えますが、共済団体及び行政庁の事務が繁雑となること等を踏まえ、原則として共済団体が事業計画書や収支予算書等を届け出れば、共済会計において安全普及啓発活動等を実施することを可能とし、万一届け出られた事業計画書若しくは収支予算書に基づき安全普及啓発活動等を共済会計において行った場合、共済事業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがあると行政庁が認める場合には、行政庁は、共済契約者等の保護のため、これらの書類の変更を指示することが可能としたものです。</p> <p>○なお、仮に、不適切な事業が共済会計において実施され、当該事業等に多額の資金が支払われていた場合、当該事業年度終了後に提出される業務報告書による確認のみでは、共済契約者等の保護を図ることが困難になるおそれがあると考えます。</p>
7. 共済掛金の総額に	○P T A・青少年教育団体共済法施行規則第5条第3項に規定されている「法第五条	○本共済制度は、保険業法とは異なり、P T A等が共済事業に参画しやすいように配

<p>ついて</p>	<p>第二項に規定する文部科学省令で定める基準は、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額が六億円であることとする。」とされているが、共済掛金の上限が同条第1項にあるとおり、1被共済者あたり2千円以内とされているところ、1被共済者当たりの共済掛金を2千円とすると被共済者の数が30万人を超える場合は、共済掛金を同条第1項の額より少なく設定せざるを得ない。(600円程度の共済掛金で運営されている場合、100万人を超えると同様のケースとなるが、全国組織など広域での運営を行う場合にはこの条項が支障になるものと思慮される。)被共済者の数により、施行規則案第5条第3項に規定する上限の額を定めるなど、段階的な基準を設けるべきではないか。</p>	<p>慮されていますが、PTAや青少年教育団体の非営利性等に鑑み、巨額の資金を集め、多大な共済リスクを抱えることがないよう、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額について、法においてその上限額を定めることとされています。</p> <p>○上限額の設定にあたっては、ご指摘の方法も一案ではありますが、各共済団体の共済掛金の額は、施行規則第5条に規定する金額を上限に無制限に設定できるものではなく、あくまでも、補償対象範囲、共済掛金の金額、災害の発生率、準備金の額等を総合的に勘案し、合理的な範囲に限定されるものであり、被共済者の数のみによってその上限額を定められるものではないと考えます。</p> <p>○このため、施行規則においては、その上限額について、実態を踏まえ一律に6億円とし、PTA等の各団体が円滑に本共済制度に移行できるよう、配慮しています。</p>
<p>8. その他</p>	<p>○これまでの積立金等をすべて準備金に回すことはできないのか。</p> <p>○責任準備金(未経過共済掛金・異常危険準備金)は負債であり、公益目的財産額から控除されるのか。</p>	<p>○施行規則等において準備金の積立の上限額は定めていないため、これまでの積立金等を全て法第13条に基づく準備金とすることは、法や施行規則等の範囲においては、可能と考えます。</p> <p>○ただし、特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可申請及び移行の際に必要な公益目的財産額の算定にあたって、積み立てた準備金全額が公益目的財産額から控除されるか否かについては、公益認定等委員会等の判断に委ねられます。</p> <p>○また、いったん法第13条に基づく準備金として積み立てた場合は、共済事業における不足金の補てんに充てる場合以外は取り崩すことはできなくなりますのでご注意ください。</p> <p>○特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可申請及び移行の際には、公益目的財産額を算定し、0円を超える場合は公</p>

		<p>益目的支出計画を作成することとなります。一般的には、責任準備金は貸借対照表の負債の部に計上されるものであると承知していますが、これらのうちすべての額が公益目的財産額から控除されるか否かについては、公益認定等委員会等の判断に委ねられます。</p>
	<p>○財産的基礎（法第7条）とは準備金を意味し、公益目的財産額の算定から控除対象になるのか。また財産的基礎には責任準備金及び支払備金は含まれないと理解してよいか。</p>	<p>○財産的基礎（法第7条）とは特定の科目を指すものではなく、法に基づく共済制度として要請される健全かつ適切な運営確保の観点から総合的に判断されるものであると考えます。</p> <p>○また、公益目的財産額の算定から控除対象となるかについては、公益認定等委員会等の判断に委ねられます。</p> <p>○なお、責任準備金及び支払備金は、認可後に積み立てるべきものであり、認可申請の際に求められる財産的基礎とは異なるものです。</p>